# 本庄市行政改革大綱(案)

(平成30年度~平成34年度)



平成 年 月 埼玉県本庄市

# 1 はじめに

(作成中)

# 2 これまでの行政改革の取り組み(合併後)

(作成中)

# 3 社会経済情勢の変化と行政改革の必要性

# 1. 少子高齢化・人口減少社会

# 2. 本市の財政状況

(作成中)

# 4 総合振興計画との関係

(作成中)

# 5 行政改革大綱の基本的事項

### <u>1.行政改革の目的</u>

本市の行政改革の目的は、市民が受けるサービスの向上や行政経費の削減等を実現するために、職員一人ひとりが仕事の最適化に向けて強い意志を持ち(意識改革)、自ら仕事のやり方を改めていくこと(行動改革)によって、無駄のない行政体制を築き、市民に親しまれ、信頼される市政を実現していくことです。事務を行うにあたり、「この仕事のやり方で本当に正しいのか」ということを常に考えながら、職員自ら発想の転換を図り、民間活力の有効活用などによって、効率性を上げたり効果的な手法を導入したりすることにより事務のやり方を変えることで、市民に分かりやすいサービスを提供し、より良い財政運営を行っていくことを目指しています。

また、行政改革は、総合振興計画の基本構想に掲げられた将来像「(将来像)」

に向けて、総合振興計画に基づいて実施される各事業計画を効率的・効果的に進めていくために、事務のやり方自体を見直す手段として位置づけ、組織の連携や協力体制をつくりながら、職員が一丸となって改革に取り組んでいきます。

# 2. 行政改革の基本方針

行政改革大綱においては、次の3つを基本的な方針として、職員一人ひとりが 仕事の最適化を強く意識し、市の活動をより良くしていくために取り組んでいき ます。

### 【1】市民に分かりやすい市役所にしよう!

市民に市の提供するサービスを気持ちよく受けていただくように、窓口での手続や相談などについて、仕事のやり方を改善し、市民に分かりやすい市役所になるように取り組んでいきます。

#### 【現行の行政改革大綱実施計画においての取組事例】

- 〇行政手続きのオンライン化推進
- 〇広報手段と内容の充実 など

### 【2】職員みんなで効率的・効果的に仕事をしよう!

総合振興計画の方針に沿って事業を実施していくのにあたり、適正な職員数で効率的・効果的に組織を運営していくため、職員一人ひとりが積極的に仕事のやり方を見直し、市役所全体での連携や協力体制を築くなど、お互いに知恵や工夫を出し合うことにより最適化に取り組んでいきます。また、市が行っている仕事や管理している施設について、民間にお願いした方が市民の利便性が向上したり効率化につながったりするものについては積極的に民間活力の活用を図っていきます。

#### 【現行の行政改革大綱実施計画においての取組事例】

- ○指定管理者制度への移行
- ○組織機構の適正化
- 〇職員の意欲向上推進 など

### 【3】安定した財政で未来へつなげよう!

将来にわたり安定した財政を運営することができるように、税の公平性の観点から、市税等の収納率の一層の向上を図り、自主財源の確保に努めていきます。 また、事務のやり方を見直すことや、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド<sup>※</sup>の徹底、国県支出金の有効活用なども積極的に取り組んでいきます。

#### 【現行の行政改革大綱実施計画においての取組事例】

- ○市税の納付方法の多様化の推進
- 〇有料広告の導入
- 〇公共施設マネジメントの強化 など

## 6 行政改革の推進体制

### 1. 実施体制

「本庄市行政改革大綱」及び「本庄市行政改革大綱実施計画」の取り組みについては、市長を本部長とする庁内組織である「本庄市行政改革推進本部」を中心として行うとともに、本部に作業部会(全ての課室長)を設け、全職員が積極的に取り組んでいきます。

また、各方面の専門の代表者や一般公募の市民で構成する「行政改革審議会」にて、実施計画の取り組み状況等について調査審議を行っていただくとともに、審議会でのご意見を今後の行政改革に反映していきます。

### <u>2. 計画期間</u>

「本庄市行政改革大綱」及び「本庄市行政改革大綱実施計画」の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

### 3. 実施計画のマネジメント

本庄市行政改革推進本部、全職員、本庄市行政改革審議会は、実施計画について、計画策定(Plan) ⇒ 実施(Do) ⇒ 検証・評価(Check) ⇒ 見直し(Action) のマネジメントサイクル $^*$ に基づき、不断の点検を行います。

また、社会経済情勢や市民ニーズの変化を考慮し、実施計画の達成状況やその内容などに基づき、必要に応じて大綱及び実施計画の見直しを行うものとします。

# 4. 成果の公表

行政改革の取り組みについては、計画期間における各年度において、進 捗状況や成果を行政改革審議会で審議のうえ、広報紙やホームページなど により、市民向けにわかりやすく、広く公表していくものとします。公表 するにあたり、行政改革に取り組むことによって、どのような市民の利便 性の向上や経費削減などの効果に繋がるのかを、市民の方に分かりやすく 情報発信していきます。

<sup>※</sup> マネジメントサイクル 事業等の実施において、計画策定、実施に続き、結果を評価し、そこで認識した 問題点などを解決するために処置を施して、翌年度の事業計画に反映する仕組み。

